

厚生労働省告示第二百五十五号

厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十四号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子